

生駒市条例第 2 0 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 1 9 年 6 月 2 5 日

生駒市長 山下 真

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和 5 0 年 1 2 月生駒市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、第 3 6 項又は第 3 7 項」を「又は第 3 6 項から第 3 8 項まで」に改める。

附則第 9 条中「若しくは第 5 5 項」を「、第 5 5 項若しくは第 5 7 項」に、「又は第 3 7 項」を「又は第 3 6 項から第 3 8 項まで」に、「若しくは第 3 7 項」を「若しくは第 3 6 項から第 3 8 項まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。